

事業者が対象
5月30日施行

個人情報保護法の改正ポイント

個人情報保護法改正法は平成27年9月に公布され、28年12月20日の閣議決定により29年5月30日の全面施行が決まりました。ここでは重要だと思われる改正内容などについて、ご紹介します。

全事業者が適用対象に

まず、小規模事業者の適用除外規定の削除により、基本的には全事業者（一部例外あり）が適用対象となりました。これまでは、取扱う個人情報（ ）が5,000人以下の事業者については個人情報保護法の適用除外とされていましたが、改正によりこれらの事業者も適用の対象となります。

（ ）個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものや、他の情報との容易な照合によって個人を識別できるものをいいます。
例として氏名・住所・生年月日、顔写真、マイナンバー、旅券番号、免許証番号、顔認識データ、指紋認識データなどがあります。



是非、裏面チェックリストで確認してみてください。

第三者提供にかかる記録等の義務

次に、第三者への提供にかかる記録等の義務です。改正法では、原則として個人データの受け渡しについては、トレーサビリティ（追跡可能性）を確保するために、すべて記録する必要があるとされています。ただし、個人データを本人に代わって提供していると判断される場合や、提供の過程において一部がマスキングされるなどして個人識別性が失われた場合などは、この限りではありません。

第三者提供のオプトアウトに対する規制強化

最後に、第三者提供のオプトアウトに対する規制強化です。オプトアウトとは、提供される個人データの項目や提供の方法等を本人に通知し又は本人に容易に知り得る状態にし、第三者提供の停止を求め場合には本人から事業者連絡するという方式のことであり、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができるようにする手続きです。

多くの事業者が利用していた方式ですが、オプトアウトでは本人による第三者提供の停止を確実に申し出ることができるようにされることが制度の要であるものの、改正前にはこれが十分でない事例が見受けられていました。改正法では、このオプトアウトを行う場合には、要件の充足を確認するため、新設された個人情報保護委員会に対し届出する必要があるとされています。

以上のように、改正法は、個人情報を積極的に利用している事業者のみならず、個人情報を扱うすべての事業者において何らかの対策が必要となるものと思われます。自社にどのような対策が必要となるか、個人情報保護委員会のHP(<https://www.ppc.go.jp/>)などで改正法の詳しい情報が解説されていますので、ご確認下さい。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の1
TEL:(0532)53-5333(代) FAX:(0532)53-5118

個人情報保護法チェックリスト

() 一部適用除外があります(報道機関、学術研究機関、宗教・政治団体等)

個人情報を取得する場合、個人情報の利用目的を本人に通知、またはHP等で公表している。

自社で取り扱う個人情報について個人情報ごとに保管期間を定めている。

本人の同意を得ないで、勝手に個人情報を第三者(他社、他者)へ渡すことが無いよう、ルール化している。

業務委託(名刺の印刷等を含む)により、外部へ個人情報を渡す場合、業務委託先の情報管理体制を定期的に確認している。

個人情報をUSBメモリ等で持ち運ぶ場合の取扱方法を、明確にルール化している。

個人情報が記載された書類の廃棄方法を、明確にルール化している。

本人から自社が保管している個人情報の開示や訂正を求められた場合、すぐに対応できるよう、手順が明確になっている。

このチェックリストの中で、1つでもチェックがつかない項目があった場合には、管理体制を整備する必要があります。

この機会に、コンプライアンスの観点から、また、個人情報の漏洩事故を防ぐためにも、自社の個人情報保護体制について、見直してみてもいいでしょうか。